

日本人口学会大会における研究報告に関する規定
(日本人口学会理事会定め)

第1条 日本人口学会大会（以下、大会とする）の自由論題、テーマセッション、企画セッション及び特別セッションにおいて研究報告を行うことができる者（以下、報告有資格会員等とする）は以下の通りとする。

- (1) 前会計年度までの会費に未納期間のない通常会員、学生会員、名誉会員
- (2) 大会の開かれる会計年度に新規に入会した通常会員、学生会員
- (3) 前会計年度までの会費に未納期間がないか、大会の開かれる会計年度に新規に入会した団体会員によって大会への報告が登録された三名以内の者
- (4) 企画セッション及び特別セッションにおいて、組織者から報告を依頼された非会員
- (5) 日本人口学会と国際協定を結んでいる学会（Population Association of Korea, Population Association of Taiwan, and Thai Population Association）の会員

第2条 報告有資格会員等は、単独、ないしは複数名からなる研究報告における筆頭報告者として、自由論題ないしはテーマセッションのいずれかにおいて一大会につき一回の研究報告を行うことができる。なお、企画セッション及び特別セッションにおける研究報告は、自由論題ないしはテーマセッションにおける報告とは別に、回数の制限なく行うことができるものとする。

第3条 複数名によって行われる研究報告の内、筆頭報告者は報告有資格会員等であることを要する。

第4条 自由論題及びテーマセッションの報告内容は、人口学ならびにその関連分野に関する研究成果であり、かつ、原則として未発表のものに限る。

第5条 シンポジウム等、第1条の規定にないセッション等については、この規定によらず、大会運営委員会の定めるところによる。

2016年3月15日発効
2019年5月13日 1次改正